

令和7年度

第32回全日本私立幼稚園連合会
東北地区私立幼稚園・認定こども園設置者・園長研修会
山形大会 集録



山形県の花、山形市の花 紅花

期 日	令和7年6月13日（金）
会 場	ホテルメトロポリタン山形
主 催	全日本私立幼稚園連合会東北地区会
後 援	山形県・山形市
実 施	公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会

事業 令和7年度（第32回）
全日本私立幼稚園連合会 東北地区私立幼稚園・認定こども園設置者・園長研修会 山形大会

期日 令和7年6月13日（金）

会場 ホテルメトロポリタン山形

主題 一人ひとりの「こどもがまんなか」をまもる 質の高い幼児教育を ～社会全体でつむぎ未来へつなぐために～

対象 設置者・園長ならびに後継者、またはこれに準ずる者

日程 10:30-11:00 受付
11:00-11:15 開会行事
11:15-12:00 報告「全日本私立幼稚園連合会が目指すビジョン」
全日本私立幼稚園連合会 副会長 内野 光裕 氏
12:00-12:45 昼食休憩
12:45-13:30 報告「機構に与えられた責任 研修と評価」
(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 理事長 安家 周一 氏
13:30-13:45 休憩
13:45-14:30 行政報告「幼児教育の現状と課題」
文部科学省初等中等教育局幼児教育課 幼児教育企画官 大類 由紀子 氏
14:30-15:15 行政報告「こども家庭庁における保育行政の動向と課題」
こども家庭庁成育局成育基盤企画課 併任保育政策課
教育・保育専門官・保育指導専門官 荒牧 美佐子 氏
15:15-15:30 休憩
15:30-17:30 分科会
第1分科会《教育》 俯瞰図 B6/キャリアアップ分野8 2時間
『人を育て・育ち合う
～保育者として学び続けることの重要性～』
(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 専務理事
学校法人武蔵野東学園 学園長
武蔵野東第一・第二幼稚園園長、武蔵野東小学校校長 加藤 篤彦 氏
第2分科会《振興》 俯瞰図 C3/キャリアアップ分野9 2時間
『未来のこどもたちのために
～私立幼稚園・認定こども園が果たす役割～』
全日本私立幼稚園連合会 政策委員長
学校法人マハヤナ学園 理事長
マハヤナ幼稚園ミルフィーユ保育園園長 石田 明義 氏
17:30-19:30 懇親会

参加 137名（定員 150名）

	青森	岩手	秋田	宮城	福島	山形	計
第1分科会	4	6	4	6	3	51	74
第2分科会	2	4	9	4	12	23	54
フリー					3	6	9
懇親会	3	5	6	6	14	31	65

日 程

	内 容	会 場	
10:30	受付	4階	
11:00	開会行事	4階 霞城 AC	
11:15	報 告 1 『全日本私立幼稚園連合会が目指すビジョン』		
12:00	昼食休憩		
12:45	報 告 2 『機構に与えられた責任 研修と評価』		
13:30	休憩		
13:45	行政報告 1 『文部科学省：幼児教育の現状と課題』		
14:30	行政報告 2 『こども家庭庁：こども家庭庁における保育行政の動向と課題』		
15:15	休憩		
15:30	分 科 会 第1分科会〈教育〉 『人を育て・育ち合う ～保育者として学び続けることの重要性～』 第2分科会〈振興〉 『未来のこどもたちのために ～私立幼稚園・認定こども園が果たす役割～』		3階 出羽 3階 朝日
17:30	懇 親 会		4階 霞城 B

大会テーマ

一人ひとりの「こどもがまんなか」をまもる 質の高い幼児教育を
～ 社会全体でつむぎ未来へつなぐために ～

開会行事次第

11:00 ~ 11:15

司会 公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会
理事 長澤 信樹

- 1 開会のことば 公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長 三吉 博史
- 2 あいさつ 全日本私立幼稚園連合会東北地区会
公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会 会長 千葉 亮子
- 3 来賓祝辞 山形県知事 吉村 美栄子 様
(代理：山形県しあわせ子育て応援部長 齋藤 恵美子 様)
山形市長 佐藤 孝弘 様
(代理：山形市副市長 高倉 正則 様)
- 4 日程説明
- 5 次年度開催県あいさつ 公益社団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会 理事長 楠 正興
- 6 閉会のことば 公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長 金沢 友治

〔報告 1〕

全日本私立幼稚園連合会 副会長 内野 光裕 氏

- ・学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園 理事長

1983年、立教大学文学部卒業

株式会社東北新社勤務を経て1992年より現職

青年会議所、法人会などの地域活動に汗をかき、2018年より清瀬商工会会長、2020年より東京都私立幼稚園連合会会長に就任し、いずれも現在に至る。



〔報告 2〕

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 理事長 安家 周一 氏

- ・学校法人あけぼの学園 理事長
- ・社会福祉法人あけぼの事業福祉会 理事長
- ・梅花女子大学 心理こども学部こども教育学科 教授

兵庫県教育大学学校教育科幼児教育コース発達心理学専攻修了

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会委員、文部科学省幼稚園教員資格試験委員や特別支援教育ネットワーク推進会議委員、大阪府子ども施策審議会委員等の数々の要職を歴任。



〔行政報告 1〕

文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 幼児教育企画官 大類 由紀子 氏

- 平成 15 年 4 月 文部科学省 入省
- 平成 22 年 7 月 文部科学省初等中等教育局 教育課程課教育課程企画室専門官
- 平成 24 年 8 月 文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課専門官
- 平成 26 年 4 月 福島県教育庁教育総務課長
- 平成 28 年 4 月 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長補佐
- 平成 29 年 4 月 文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課教育制度改革室長補佐
- 令和元年 7 月 文部科学省生涯学習政策局政策課課長補佐
- 令和 2 年 7 月 文部科学省高等教育局参事官付私学経営支援企画室長
- 令和 4 年 4 月 名古屋大学教育推進部次長
- 令和 7 年 5 月 現職



〔行政報告 2〕

こども家庭庁教育局 保育政策課 保育指導専門官 兼 成育基盤企画課 教育・保育指導官 荒牧 美佐子 氏

お茶の水女子大学大学院博士後期課程修了 博士（人文科学）
専門は発達心理学
目白大学人間学部子ども学科准教授を経て、2024年4月より現職



〔第1分科会（教育）〕

一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 専務理事 加藤 篤彦 氏

- ・学校法人武蔵野東学園 学園長
- ・武蔵野東第一幼稚園・第二幼稚園 園長
- ・武蔵野東小学校 校長



60年前からインクルーシブ教育(混合教育)を実践している学校法人武蔵野東学園に1981年から勤務。5年間の小学校担任を経て幼稚園に異動。2003年より園長。

園外では主に教育研究の委員として活動し、公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会の理事長、全日本私立幼稚園連合会の教育研究委員長、一般社団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の研修研究委員長等を歴任。公益社団法人全国幼児教育研究協会での活動も長い。

文部科学省やこども家庭庁において、これらかの幼児教育のための諸問題の検討や、幼児教育の普及のための国政と各都道府県幼稚園団体との連絡調整等にも尽力している。平成30年幼稚園教育要領解説執筆協力者。

〔第2分科会（振興）〕

全日本私立幼稚園連合会 政策委員会委員長 石田 明義 氏

- ・学校法人マハヤナ学園 理事長
- ・認定こども園マハヤナ幼稚園ミルフィーユ保育園 園長

1965年10月8日生まれ（59歳）

一般社団法人新潟県私立幼稚園・認定こども園協会副理事長、新潟県私立幼稚園振興連盟会長など、私学関係団体での要職に就くほか、「上杉謙信公 義の心の会」会長も務める。私立学校審議会委員功労者文部科学大臣表彰受賞（令和2年10月）

全日本私立幼稚園連合会 全国設置者・園長研修大会分科会等にて発表多数



【報告Ⅰ】全日本私立幼稚園連合会の報告

① 法人化について

私立幼稚園連合会のガバナンス検討委員会にて諸規定・経理規定をはじめ3名の監事の方にしっかりと監査していただくため監査規程を作成する。規定・規則を厳格化しガバナンスを強め、一定の進展があった。

② 一般社団への道筋をたてる

リーガルチェックをしていただき振興活動は行うことが出来る。幼児保育や振興の大切さを理解していただく活動をしていくため、5月28日に承認をいただいた定款案に基づき令和8年度の総会の前に仮の一般社団法人全日本私立幼稚園連合会の登記を行う。一般社団法人の法人格を取ったうえで、施行細目を具体的に整備していきたい。

③ 幼児教育振興法について

幼児教育の質の高さの多様性は何をもって図っていくのか。全日本私立幼稚園教育研究機構と全日本私立幼稚園連合会と一緒に幼児教育の振興のために進めていくために協定を結んだ。

④ 刑事裁判については一昨年に結審した。元会長は有印私文書偽造などの罪により1年6か月の禁固、執行猶予3年。前事務局長は横領並びに有印私文書偽造などの罪により4年の実刑判決で服役中。3月に東京地方裁判所より判決が言い渡された。元会長は約1億8千万円、元事務局長は約2億円を全日本私立幼稚園へ返還するように申し渡された。元事務局長は提訴を断念し結審をした。元会長は地裁の民事の判決を不服として提訴している。次回の東京高裁の判決をもって終結する見込みである。

⑤ 日本国籍の子どもの出生数が昨年度、70万人を切っている。少子化の中で幼児教育に係る施設が永続性をもってその地域に整わないと、もし人口がV字回復をしたときその子供たちを受け入れられるように、まずはしっかりと残ることが大切である。認定こども園協会や保育協会と協力をしながら対応をしていく。加えて縦の幼小中高、大学、短大協会と協議会を作り共に問題を洗い出し取り組んでいく。令和8年度は組織改革を進めながら、縦・横・斜めの関係性やガバナンスを強めていきたい。

⑥ こども誰でも通園制度について

- ・幼稚園・認定こども園・保育所の施設数は平成27年度子ども・子育て支援制度が始まってから幼稚園の数が減ってきている。
- ・平成27年度子ども・子育て支援制度が始まってから保育所の施設数は増えているが、園児数は減ってきている。幼稚園が幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園に移行したことにより減少してきている。
- ・東北地区は保育所も認定こども園化が高いと認識している。
- ・私立幼稚園だけで7割が認定こども園に移行している。
- ・園児数が減っていく中で公定価格が少人数になると公定価格の原価がでてくる。幼稚園のまま施設型給付の幼稚園になるのが都市部にも増えている。
- ・子ども家庭庁が掲げたのがすべての子どもたちが対象だったが、1号児・2号児・3号児保

- 育を必要とするお子さん、2号児でないお子さんは1号児とし3歳から小学校に入るまでの子ども達はすべて給付の対象となったものの3号児でない子ども達はどのようにするのか。
- ・待機児童を減らすためのプランが平成25年から始まって昨年度で終了した。来年度から保育政策の新たな方向性の話がなされた。具体的になってきたのが全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進の中で、3号児でない子ども達を具体的にどうするかということで「こども誰でも通園制度」が入ってきた。
 - ・本格実施に向けたスケジュールとして令和6年度は試行的な事業を行ってきた。令和7年度は法律を改正して新制度の市町村で行われる13事業の中として位置付けた。令和8年度新たな給付制度となる。
 - ・人口の規模によって補助基準額の上限があり、月の上限を10時間とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。
 - ・令和8年度に本格的に実施となる。現在は任意で行ってよい。
 - ・国は3つデジタル化をしようとしている。こども誰でも通園制度総合支援システムでは地域で施設に通っていない人たちが、どこの施設でどのくらいのサービスを受けられるかを見られるものである。これで利用者と行政と施設を繋いでいく。
 - ・同じシステムの中ワンストップで子ども達を預けられるように、ワンストップで請求ができるように考えている。
 - ・概要手引きに従って提供側と市町村が一緒に進めていく。

【報告2】一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の報告 『機構に与えられた責任 研修と評価』

1. 人間は生涯発達し 発達し続ける存在である

- ・人はその時々で課題は変わるけれども、発達し続ける。アメリカのエリクソン（発達の心理学者）が考えたものだがそのステージ、ステージで課題があるものである。
- ・あかちゃんは自ら学ぼうとする、有能な学び手である。なにもできない分からない事ではない。床に落ちている物を自分の口の中に入れて、何なのか試すなど、全て学びとなっている。そんな賢い人たちと過ごしている。
- ・様々な人や道具、物とかかわり合いながら学ぶ。「発達の最近接領域」ヴィゴツキー（旧ソビエトの心理学者）が自分に近い人を真似ながら学習をしていくと言っている。
- ・例えば日本の教育は6割が学年割で行っている。これよりも異年齢でセットする方が子どもの学びが増えるのではないか。自分の法人では縦割りの3・4・5歳児のチームを作って縦割りの保育を行っている。そうすると圧倒的に3歳児が物凄い育ちをみせる。当初保護者達は反対した。人間としてレジリエンスも含めて沢山の経験の中から学びが多い。
- ・2歳くらいから日本において、一定時間の集団保育は必須である。今、家庭でお母さんと子どもだけで過ごしている子は、他の子と過ごす機会が持てないでいる。圧倒的に低年齢の子が保育園に預けられるようになる。子どもを育てることによって親たちが発達をする。逆に言うと子ども達は親たちを育てるために生まれてくると言われている。子どもを持たないという選択をされるということは、人間として育つチャンスがないということが、反対に言えることである。
- ・親たちの発達は、子どもの心理的安定の基盤であると同時に、子どもの発達のモデルであ

- る。
- ・出生数が70万人を切ったが、そこには父と母の存在があり、母は子どもを産み落とすことで母親になる。相当な苦勞をして子どもを産む行為を通じて母を親にする場面がある。しかし父はその痛みや苦しみを感ぜずに、普通に仕事をし続ける人もいる。母親は母親になるが父親は父にはなるけれども親にはならない。ずっと父のままだけであるという親たちが多い。子どもを産む行為は母親だけにウエイトがかかって、結婚しても子どもを産まない方や結婚をしない方が増えている。
 - ・保護者の懇談会には父親にも来てもらう。母たちの悩みや苦惱を聞いてもらうことで、子育てに興味を持ってもらうようにしている。父を父親にするには、そういった働きかけが必要である。「家庭はしない」ではいけない。
 - ・日本は不登校が30万人、引きこもりが150万人いる国である。大きな原因は父が父親をしていないところにあると柏木氏は言っている。父親としての役割を果たしていない。
 - ・乳幼児保育施設は子どもの学びであると同時に親が親になる教育を受けることのできる最後の場である。小学校へ上がってしまうとチャンスが無くなってしまう。この数年間の間に父親を園に引っ張ってきて様々な経験をしてもらいましょう。

2. 教員に魅力がない時代 近年の教育施設への要請と相互依存

- ・教員が少なくなってきた。3人の募集をして、採用試験に沢山来るか。当園では9人の中から3名選ばせていただいた。なり手が少なくなってきたことには、何か原因があるのではないか。一般的に給料が安くて長時間の仕事であるというのが一般的な通説であったが、それぞれの園で働き方改革を行ってそうでなくなってきた。処遇改善や給料が上がってきている。一番問題なのが社会から教育施設に社会から要請がきている。国際理解や多文化共生、第2言語習得及び日本語以外を第1言語とする子どもへの母語保障、発達支援児に対する学習配慮、環境教育・科学技術を担う技術者の養成、各人1台のタブレットとICTリテラシー・情報モラル・プログラミング学習、AI社会(SOCIETY5.0)への構え、小学校開門時間を7:00に早める(学校への託児依存)、地域社会のつながり崩壊の代替などの要請が国からきている。これらの要請が下の現場の先生方にきて、全部受け取って一生懸命にやろうとするが追いつかない。これが教員になりたくない原因のひとつである。
- ・強制された教育制度の7つの罪。正当な理由も適正な手続きもなく、自由を否定している。責任能力と自主性を発揮させる妨げになっている。学びの内発的動機を軽視している。(学びを勉強ないし苦役に転換している) 恥ずかしさ、思いあがり、皮肉、不正行為を助長する形で生徒を評価する。協力といじめの衝突。クリティカル・シンキングの禁止。スキルと知識の多様性の減少。これが学校文化の中に潜在しており、当たり前に行っているのが先生である。(引用:「遊びが学びに欠かせないわけ」Peter Grey 著)
- ・11時間保育は標準的な保育時間とされている。11時間の保育・教育施設への囲い込みは小学校でも夕方まで放課後児童クラブという形で自分の自由な時間を束縛された状態に子ども達はおかれている。0歳の時から小学校の塀の中で暮らすことがどういうことなのか。11時間囲い込まれているということは、そこにいなくてはならないことをコンプライートされていることで、子どもにどんなことが心の奥底に溜まってしまいか。どうせ自分の言っていることは聞いてもらえない、大人からの束縛された状態から逃れられない。日本人の自己肯定感が低い。
- ・普通の環境は単に子ども達が集まればいいというものではない。同年齢のみならず、違っ

た年齢の子ども達が自由に作る集団と、そこで自由で自発的で、複雑な関係があって初めて普通の環境の必要条件が満たされる。私の住んでいる近所の幼稚園や小学校の様子を見ていると自由で自発的で複雑な社会関係を抑えることこそが重要な教育の一つだと勘違いしているとしか思えない。(幼児教育と脳 澤口俊之)

- ・子ども達に自分の問題を解決させ、感情を調整し、他者の視点から物事を見、違いを交渉によって妥協に導き、他者と同じレベルでつながる方法を教えるための自然な方法。これらの大切なスキルを学べる遊び以上の方法はない。それらを学校で教えることはできない。私たちにしか子ども達に伝えられる手段を持っていない。

3. これまでの教育とこれからの教育

- ・一人ひとりの先生のスキルが上がらないといい園にはなれない。一人ひとりに必要な勉強は違う。指導要領・指導計画があり、保育がなされ観察をしてチェックをする順番だったのが、まずは子どもの興味関心をしっかり考えてそしてプランをたて、保育があってチェックをする。子どもの観察ができる先生。昭和までの幼児教育はみんな同じことをやりましょうと先生が決め、みんな発達は同じと考えていた。1989年には幼児教育要領が変わり、一人ひとりが違うことが公正という考えに変わった。2020年に個別最適化といわれだし平等ではなく公正となった。
 - ・一人1台のタブレットを与えることは、子どもに全世界を与えることになる。能力や興味関心によって配信される課題はバラバラに、が可能になるはずだった。結果的に子ども達の依存を助長させている。
 - ・機構のゆたかなまナビの配信をしている。それぞれの興味関心を俯瞰図による学びのバランス、研修履歴の確保。これが保育者の資質の向上の証明になる。
- ① 子ども一人ひとりの育ちの方向性や特徴をいかにとらえるかは、大切である。クラス毎に決まったカリキュラムを設定し、一斉に行うことは乳幼児保育にはなじまない。子どもの遊びの姿から発達課題を導き出す。行動する中で学ぶという考えが幼児教育の基本である。一人ひとりの発達や興味関心はバラバラで、それぞれの子どもに合った豊かな環境の構成・設定が求められている。
 - ② マズローの欲求の階層説では、しっかり満たさせていくことで自己実現・自己肯定感につながる。
 - ③ 保育は答えが一つではなく、まかない仕事である。ありあわせの道具や材料を用いて自分の手で最適な物を作る。人間にとっての本源的な営み理性と感性を切り離さない。土着の叡知
 - ④ AI時代に必要なことは心情・意欲・態度の形成であり、ゆたかな環境の中で頭と身体をフルに使う教育が必要である。1番重要なのは保育者の資質であり、子どもの心情を捉え、意欲を喚起し、態度の形成に至るようにじっくりと待つ。多くの言葉は話さない。子ども達がいかに信頼できるかが、私たちの仕事の根源にある。

記録

学校法人音羽学園 戸塚山こども園

園長 近野 智子

【行政報告Ⅰ】幼児教育の現状と課題について

1. 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校の接続について

～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

- ・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに等しく機会を与えて育成していくことが必要。
- ・幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要とされる。幼児教育と小学校教育との円滑な接続をどうするのが重要。
- ・幼児教育施設と小学校との連携は進んでいるものの、その進捗状況には違いを感じる。しかし、そこを乗り越え、相互理解を深め、連携・協働して、より円滑な接続を図るための「架け橋期のカリキュラム」を計画・実施する努力の必要かつ重要性を示される。また、この趣旨を実現するため、モデル地域における実践・成果についてすでにまとめられており、その取り組み状況や成果を検証することで参考になることが多い。東北地区においては、秋田県大館市、宮城県白石市、福島県西会津町がモデル地区として3か年の取り組みの成果が報告されている。
- ・幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果から、幼小保の接続の取り組みを通して改善されたことや実践・成果の検証の資料の紹介がされる。
- ・また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域に関係なく、全ての子どもが格差なく質の高い学びを享受し、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要。その実現に向けて、自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用した、架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣を推進すること等により、5歳児から小学1年生までの架け橋期カリキュラムの策定・実施・改善を行うための体制を構築し、全国規模で更なる促進を図っていかねばならないと説明を受ける。

2. 幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ・お知らせポスターの紹介 遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”

～多様な遊びから見える資質・能力を育むための園の工夫～

3. 特別支援教育を受ける児童生徒数の増加

- ・児童生徒数が減少している中、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増している。
- ・特別な教育支援が必要な幼児への対応が組織的・計画的に行うように幼稚園教育要領には平成29年に明記され、障害のあるなしに関わらず共に学ぶ教育、そして支援が必要な幼児への対応を組織的、計画的に行う必要性があることを確認。
- ・また、早期からの相談や支援の充実、就学期の支援までの連続性の重要性も示される。

4. こども誰でも通園制度について

就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこの制度は、昨年度の試行事業から今年度は子ども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として制度化され、2026年度からは新たな給付として、全国の自治体において実施できる。

社会の在り方が、劇的に変わる「Society5.0時代」が来るといわれ、先行き予測困難な時代を生きるこどもたち。自分の良さや可能性を認識し、周りの出会った人たちすべてが価値のある存在として受け入れ尊重し、多様な人々と共に、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手になるための資質、力を育む幼児教育の重要性についてのメッセージとして報告をしていただきました。

【行政報告2】こども家庭庁における保育行政の動向と課題

ー子どもと家族のウェルビーイングを支えるためにー

1. こども家庭庁について

こども家庭庁は、少子化、児童虐待、ネグレクト等の子どもを取り巻く問題やあらゆる環境を視野に入れて「こどもまんなかの社会」を実現するために、内閣府、厚生労働省、文部科学省の関連部署が統合・連携して2年前に設立され、成育局(妊娠・出産支援、母子保健、就学前の子どもの支援、保育園・認定こども園、子どもの居場所づくり等)と支援局(困難を抱える子どもや家庭への支援、児童虐待対策、社会的養護の充実、自立支援機構対策、ひとり親家庭・貧困・障害児支援など等)があり、それぞれの課題に対しての役割や支援について説明をいただきました。

また、こども家庭庁の「こども」とひらがな表記されているが、これは「心身の発達過程にあるすべてのこども」という意味合いがあり、「子供」「子ども」には今まで定義されてきた一定の年齢で区切らずに、幅広く支援が必要とされるサポートを、途切れてしまわないように、応援する思いが込められていると改めて示していただいたことが印象に残りました。こどもの最善の利益を図るための司令塔として政策を総合的に推進する責務があるとしています。

2. こども基本法・こども大綱・はじめの100か月の育ちビジョン

こども基本法(2022年4月6月成立し、2023年4月に施行)

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための総括的な基本法として、その目的、基本理念について説明がある。

こども基本法の第9条では、こども施策を総合的に推進するため、根本となる「こども大綱」の策定を義務付け、2023年12月22日には、内閣総理大臣を会長とする「こども政策推進会議」の議論を経て、日本で初めての「こども大綱」が閣議決定される。これは子ども政策の基本的な方針と重要事項を一元的に定めたもので、おおむね5年後に見直し、毎年改善を行うこととされている。

「はじめの100か月育ちのビジョン」

こども家庭庁が、すべての子どもが誕生前からおよそ幼児期までの期間を「生涯にわたるウェルビーイングの向上に非常に重要な時期」と捉え、切れ目がないように支えていこうと幼・保・小の接続を重視し、こども基本法の理念にのっとり整理したビジョンは5つ。

- ① こどもの権利と尊厳を守り、すべての子どもが個人として尊重され、基本的な人権が保障されること。
- ② 安心と挑戦の循環を通じたウェルビーイングの向上。保護者や保育者との信頼関係の中で、子どもが豊かな遊び体験を通じ挑戦し、自己肯定感を育むこと。アタッチメント形成の重要性。

- ③ 「こどもの誕生前」からの切れ目のない支援と関係者、関係機関のネットワークをつくり支える。成長過程での環境変化における「育ちの切れ目」を防ぎ、家庭、関係機関、地域が連携して子どもを支える。
- ④ 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする。保護者が悩みを抱え込まないよう、専門職による支援や地域とのつながりの強化。
- ⑤ こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す。

(思いに関する調査と今後の取り組みについて)

こども家庭庁では、上記のビジョンに基づき、保育所や認定こども園等における意見や思い、考えの尊重の推進に関する実践上の配慮や工夫を把握するため調査を実施。

(調査結果の概要)

- ・多くの園において、こどもの意見や思い、考えを尊重することを意識して保育を行っていることを確認。
- ・こどもが思いや考えを表現できるよう、こども同士やこどもと保育者の対話の時間を設けるなど、こどもが主体的に意見や思い、考えを表すようにする工夫については、関連するその他の工夫に比べて相対的に課題である。より一層の工夫を期待する。(こどもと保育者の対話の時間を設けたり、こどもが主体的に意見を表明できるように工夫したり、試行錯誤等)

(結果を受けて取り組みから事例集の作成)

構成として

- (1) 子どもの意見の表出
- (2) 社会参画の機会の確保
- (3) 子どもの思いを受け止める工夫と課題
- (4) 園全体の工夫

- ・こどもの思いの表現には、アタッチメントが大事。それには先生との信頼関係が大事
- ・言葉だけではなく、表情、姿勢、態度など非言語的な表現も重視している。
- ・子ども同士が意見を出し合い、お互いの考えを知る経験を大切にしている。
- ・「社会参画」については、中学生・高校生と比較して乳幼児期はイメージしにくいものの、地域との交流や体験活動を通じて、子どもの興味から社会とのつながりを意識する機会を創出する取り組みが見られる。
- ・一方で、子どもの意見を尊重しつつも、必ずしも子どもの意見をそのまま受け入れるのではなく、その理由を丁寧に説明したり、一緒に考えたりする工夫が重要であることも指摘されている。

(ホームページに掲載しており、各園の創意工夫のもと活用を期待しているとのことで、具体的な事例を紹介)

3. こども・保育をめぐる近年の動向

少子化の現状

日本の出生数は減少の一途をたどり、2023年度には過去最低を記録。特に東京の合計特殊出生率は「1.0」を切る全国最低水準であり、少子化は「待ったなしの状況」。地域ごとの実情に応じたきめ細やかな対策が不可欠であり、2050年以降には14歳以下の若年層が人口全体の10%を下回ると予測されており、少子化のスピードは加速している。

保育政策の転換

一方、女性就業率の上昇に伴い、保育園の利用率は全国的に上昇傾向にある状況。この10年間で待機児童は大幅に減少してきたが、地域差がまだあり、都市部では依然として待機児

童が残る。一方、人口減少地域では保育所の定員充足率が低下し、施設の安定運営が困難になってきている。また、幼児施設に通っていない未就園児も相当数見られるので、その支援のためにこども家庭庁では、「こども誰でも通園制度」として、就労状況に関わらず、全ての子どもがどの年代であっても、どこの地域であっても幼児教育の施設にアクセスできる権利を保障する意味を持つ制度として制定された。

4. 保育行政の新たな方向性

これからの保育政策は「量の拡大」から「質の向上」と「制度の持続可能性」へと方向転換を図っていく。新たな保育政策は次の3本柱で推進。

(1) 地域のニーズに対応した保育の質の確保・充実

(2) すべての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの促進

(3) 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- ・少子化対策として、人口減少地域では、各地域が保育機能をいかに確保・維持・強化していくかが課題であり、取り組みの方向性として地域における統廃合や規模の縮小を考えた計画的な再編も視野に入れなければならない。

また、質の高い保育を提供し続けるための「保育所等機能強化推進計画」の策定を自治体に促している

- ・保育者配置基準の改善は、3歳児（保育所 20：1、幼稚園 25：1）4・5歳児の配置基準（保育所 30：1、幼稚園 25：1）1歳児についても、科学的検証しながら進めていきたい。

- ・保育の質の確保・向上を図るためには、各施設の取り組みと共に地域全体で持続的に取り組むことが出来る体制整備が求められていることに基づいて進めている。

- ・完全性の確保・施設内における職員による虐待・不適切な保育の通報義務の創設、及び速やかな通報が義務付けられた。

- ・「こども誰でも通園制度」は、就労状況にかかわらず、すべての子どもが地域で質の高い保育にアクセスできることを目指すもので、全国的な実施に向けて準備が進められている。

- ・一時預かり事業の利用促進も重要視されている。

5. 3要領・指針の改定

具体的なスケジュールは未定だが、互いに連携しながら「幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性をもって、どこの施設を出ていてもこどものより良い育ちを保障する。そのような制度となるように検討を進めていく。

記録	学校法人南陽学園 宮内認定こども園 園長 宇津木 純子
----	--------------------------------

【第1分科会（教育）】

「人を育て・育ちあう」 ～保育者として学び続けることの重要性～

1. 研修について

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて

令和3年11月15日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会より

(1) 教師の研修環境の変化

○研修の体系的・計画的実施の促進

- ・教員育成指標の策定、教員育成指標を踏まえた教員研修計画の策定が義務付けられた。
→研修ハンドブックの改訂において「育成指標」を追記、実践している。

○オンラインによる受講環境の充実

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、急速な広まりを見せている。
- ・独立行政法人教職員支援機構においてオンライン化の取組が進められており、オンデマンド型の質の高い学習コンテンツにアクセス可能な状況を作り、全国的に利用が可能
→私学独自の研修システム「ゆたかなまナビ」（処遇改善加算対応）を全国展開している。

(2) 「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

- ・研修環境の変化も踏まえて、「現場の経験」を重視したスタイルの学び、教師の一人一人の個別最適な学びが求められるようになってきている。
- ・教師にふさわしい主体的な姿勢の尊重、学びの内容の多様性の重視。学校管理職等が、教師に学びの資源を確保することが不可欠である。

(3) 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿（学び続ける教師）

- ・教師は学び続ける存在であることが期待されている。
- ・時代の変化が大きくなる中で常に学び続けていくことが必要。時代の変化に対応して求められる資質能力を身に付けるために、常に最新の知識技能を学び続けていくことがより必要となってきている。
- ・主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデル。大人として主体的に学び続ける教師の姿を目にすることで、自らも主体的に学び続ける意欲を子供たちが培うことが期待できる。

○適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」

- ・具体的な目標の達成に向けた体系的・計画的な実施

研修ハンドブックでキャリアステージの階層別にそれぞれ目標を設定し、体系的・計画的に作っている。

- ・任命者や服務監督権者・学校管理職等と教師の積極的な「対話」

振り返り（フィードバック）をしていくこと。教師として学び続けたい自分の目標と、園の中でこういうところを学んでほしいという設置者・園長の願いの両方が大事。両方が達成できるか、積極的な「対話」＝フィードバックをしていく。

○質の高い有意義な学習コンテンツ

明確な到達目標と適切な内容を備えていること

体系性をもって位置付けられ、レベル（入門、基礎、応用、発展）も整理されていること、質の高い学習コンテンツが豊富に提供されていること

質保証の仕組みが適切に機能していること

各学習コンテンツをワンストップ的に集約・提供するプラットフォームが存在していること

→ゆたかなまナビも包括している

○学びの成果の可視化と組織的共有

学びの成果が可視化（履歴）され、積極的に活用されて教育力の向上にもつながり、学びの充実につながっていくということの質が証明されるようになる。

○デジタル技術の活用

審議まとめにおいて

研修計画に基づいた研修の受講とその受講履歴に基づいて管理職と教職員が対話をしながら研修の受講奨励やキャリア形成をおこなうことの重要性が指摘されている。

2. 学校評価について

学校評価は、「自己評価」「学校関係者評価」「第三者評価」からなる

○「自己評価」の実施と公表 →「義務」園として必ずしなければならないこと

・教職員の個人の評価やその集計ではなく、園の教職員が自分たちの一年間の営みを評価すること

○「学校関係者評価」の実施と公表 →「努力義務化」するように努めなければならないこと（できるだけしたほうがよいこと）

・保護者アンケートやその集計でもなく、保護者代表や園の地域の代表に自己評価を伝え意見交換してよりよい運営をめざすもの

○「第三者評価」（実施と公表） → 今後の課題

・近い将来に進む方向として、私立幼稚園に実りある評価を構築すること

・全日本私立幼稚園幼児教育研究機構「公開保育を活用した幼児教育の質向上システムECEQ®」の実施と参加で実績をあげて認められている。

○「学校評価」は、平成19年（2007年）←18年前 学校教育法・学校教育法施行規則の改正により義務化された

・学校評価ガイドラインの変遷

平成18年 「義務教育」からスタート

平成20年 「高等学校」が追加

「幼稚園におけるガイドライン」

平成22年 「第三者評価」加筆

平成23年 幼稚園の特性に応じた「幼稚園における学校評価ガイドライン」【改正】

○「学校評価」における「自己評価」は個人の評価やその集合体ではない。園の取組み自体を園として自己評価すること

・幼稚園教育要領、学習指導要領等は「告示」されたもの → 要領は、学校教育法を幼児教育として補充する役割。自園の保育実践の根拠となるような表現になっている。

そのことを設置者・園長がきちっと把握しているかどうかというのは大事。

ところが… 意外に現場は昭和の教育要領のまま???

これからどんどん変化する世の中に旅立っていく子供たちは、学び続ける、自分が変わり続けることを身に付けていかなければならない。それを喜びとしなくてはならない時代がやってきた。

○変わり続ける時代の中で、意外に現場は昭和の教育要領のまま。その結果、昭和の保育のままになっている可能性がある…。昭和の教育要領は、望ましい経験をさせる、望ましい「活動」

の用意、様々な「活動」が用意され展開された

- ・その流れのままだと、コンテンツの教育＝幼児教育という誤解が生まれる。私たちは幼児教育者として、幼児教育は人生の基礎を培うものとしてずっとやってきて、それはコンテンツができるようにするのではない。
- 昭和から平成を経て令和へ 幼稚園での教育は、園が何を教えたのかから、子どもが何を学んだのか。子ども自身が「学びの主体者」への転換 → 望ましい経験をさせるから、子ども自身が主体的に学ぶ子どもにしていこう … あそび性とも言われている。
- ・実践と、実践を説明する力をバージョンアップする努力が必要

○「私立幼稚園」（認定こども園）の特色 私たちの足場

- 1 「幼稚園教育要領」等の三法令という共通の土台
- 2 「建学の精神」「教育の理念」に基づく特色ある教育実践
- 3 作り上げてきた園環境（園内・園庭）
- 4 地域環境との関わり（商業地・農作地・住宅街…）
- 5 地域とのつながり（地域から愛される幼稚園）
- 6 園児・卒園児・保護者・教職員とのつながり
- 7 その園らしい教職員の構成（運営組織）
- 8 園のお家芸 大切にしてきたこと → 「文化」等

- ・「その園らしさという独自性」「独自のそれぞれの私立幼稚園いう多様性」その上で保育の質向上をはかる

3. グループワーク

（講演を聞いて心にささったこと、もう少し知りたいこと、課題などについて付箋を使って話し合う）

- ワークの中で自分の学びを確認しながら、多様な他者と意見交換することによって自分の学びがいかに豊かになるのかを体験する



○質疑応答より

◆時間のない中での園内研修の工夫について（園内の時間が足りない）

⇒（加藤先生）全員の共通の課題である。だから解決は各園の努力。どんな工夫ができるかを自覚化する我が事化する。忙しいという言葉に生産性はない。やれることとやれないことがある。「じゃあ、どうする？」という問いは、各園というチームに投げかけていく。どこをブラッシュアップしていくのかというあたりを意見交換していくことかと思います。

◆環境の再構成について

⇒園舎・園庭・保育室内の教材の配置が一個一個が構成されている。こういうことに興味をもってきたから、そういうような場を作ってみようとか、こういう教材をちょっと足してみようとか、これはいらないみたいにして、その自分が暮らす場所をその時に子供たちにフューチャーされているものが、少し豊かになるように背伸びできるように場を作り直していくということですね。

◆あそび性とは

⇒仕事と余暇みたいに世の中の中の人とは分けて考えているが、やっておもしろいという遊びの中に含まれている自分の心のワクワクした感じみたいなものが、仕事にも健康にも活かされている訳で、そういう取り組みの仕方、子供たち私たちの学び方を大事にしていこうというような意味合いです。

◆第三者評価の実施方法について

⇒一択でECEQ推し。コーディネーターになるとそういうことも学ぶことができる。

記録

学校法人酒田幼稚園 認定こども園酒田第二幼稚園

園長 山口 由香

【第2分科会（振興）】

私立幼稚園・認定こども園を取り巻く課題

～幼児教育・保育制度等の最新情報～

○ 令和7年から8年は、幼児教育保育界の分かれ道？

令和7年 こども誰でも通園制度（試行的事業）

見える化ここdeサーチ

公定価格改定（細分化）

処遇改善一本化

0歳児完全無償化（東京都9月～）

令和8年 教育要領改訂～

こども誰でも通園制度（給付制度）

日本版DBS 保育DX 新子育てプラン

小規模保育施設3歳～5歳受入れ

0歳児完全無償化（大阪市）

↓教育へ？

↓子育て支援へ？

○ 国・子ども子育て支援等分科会で上がった課題点

保育の質とは何か？良い保育とは、どのような保育を指すのか？

○ 各国の保育の質的評価尺度(スケール)アセスメント

ECEQ・Ofsted・EAELY CHILDHOOD ENVIRONMENT RATING SCALE 等

☆保育環境評価スケール（アメリカ）

ITERS(イターズ)(0.1.2歳児)

ECERS（エカース）（3歳児以上～）→粗大運動遊びの空間の重要性

○ 令和5年度私立幼稚園「経営実態調査」報告

・財務分析からみた適正保育料（1号認定児）

無償化により補助される1号認定児保育料は25,700円だが、令和5年度は上乗せ徴収等により、全国平均27,839円(差額2,139円)を徴収。

理想的な収支差額比率の15%を達成するためには、12,600円の保育料が不足→38,300円が妥当な額？

・令和7年度末には7割以上が私学助成から施設型給付を受ける園に移行する見込み。

○ 文部科学省からの令和7年度予算額(案)について

- | | | |
|---|--------------------------------|--------------|
| 1 | 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 | 5.3億円(新規) |
| 2 | 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 | 3.4億円(5.6億円) |
| | 幼児教育の質の向上のための幼稚園教諭等の人材確保支援 | |
| | 負担割合 国1/4 都道府県1/4 <u>園1/2</u> | |
| 3 | 幼児教育の質を支える教育環境の整備 | 13億円 |
| 4 | 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 | 0.9億円 |

○ 令和7年度 こども家庭庁 予算案 7.3兆円

こども未来戦略

- ・4.5歳児について30:1→25:1への改善する
- ・1歳児の職員配置を5:1以上に改善した場合は、加算する。

【対象】以下の全てを満たす事業所

- (1) 処遇改善加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上



1歳児配置改善？

- ・保育士等の処遇改善 令和6年度補正予算で措置した+10.7%の改善
- ・経営情報の継続的な見える化のプラットフォームの方向性（私学助成の園は任意）
施設・事業者 → ここd eサーチに報告・届出（人員配置・収支の状況等）→ 都道府県・子ども家庭庁にデータの取得や確認 → 国民・施設・幼児教育・保育利用者・保育士等の求職者等に公表（施設・事業所ごとやグルーピングした分析結果を公表）
施行期日は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象
- ・処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化？
- ・キャリアパス要件分は、現行の賃金改善要件分から減率する仕組みを廃止し、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分Ⅰ(基礎分)の要件とする。
役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件（満たさない場合は2%減）
- ・保育DXの目指すべき姿
保育施設職員 → オンラインのデータ連携により、書類作成を不要に。
自治体職員 → 入力・審査業務の負担軽減
子育て世帯 → スマートフォン等を使用し、保活の手続きがワンストップで完結

・「こども誰でも通園制度」試行的実施 2026年から給付制度

【対象児童】 保育所、認定こども園等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳児未満の未就園児 【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等 【実施方法】 一般型又は余裕活用品 【単価】 月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間当たりの単価を設定。		こども一人 1時間当たり単価
	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
	障害児加算	400円
	要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円	

現在800園を超える園が実施中。利用児の個別指導計画が必要だが、3号児を受け入れていない園にはやる意義があるのでは？

課題点：アレルギー児の対応・人員不足・障害児への対応 等

アウェイ育児(自分の育った町以外で子育てをしていること)のご家庭には注目されている

・公定価格における定員区分の細分化と地域区分

※定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。

※地域手当の級地区分の設定について

市町村→都道府県 1級地 20%～7級地 3%の7区分→1級地 20%～5級地 4%の5区分
今後の対応予定

令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく。

○ **こども性暴力防止法が2024年6月に可決成立**

- (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)
- ・2026年度中に施行予定 内定者・教員には戸籍情報提出義務や年に一回研修を受講

○ **子ども子育て支援新制度の問題点・課題点**

- ・公定価格単価について（特に基本分単価）

私学助成園の25,700円は、法律の次に位置する政令で閣議決定が必要のため改正の難易度が高い。また、公定価格「基本分単価」では平成27年～令和6年までの人勸分を除去した差額は下がっている。

- ・人勸分を払いすぎて、経費（基本分単価）が圧迫される問題

令和5年人事勧告に伴う令和5年度補正予算における公定価格【修正案】

【当初】

人件費改定分に 係る改定率 5.2%	人勸分の累計額 9.0%	計 14.2%
--------------------------	-----------------	---------

令和5年度補正予算による公定価格の増額分は人事院勧告に伴う人件費の増額分であるため、基準年度が4年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えない。またこの他、事務負担が大きい場合は人件費に 0.9 の調整率を乗じて算定しても差し支えない。

【修正】0.9乗じた場合の額面

人件費改定分 に係る改定率 4.68%	人勸分の累計額 9.0%	計 13.7%
---------------------------	-----------------	---------

○ **就労支援重視の保育11時間無償化の弊害？・・・検証が必要か**

【影響】愛着障害、虐待ネグレクト、不登校、ひきこもり、いじめ、自殺最多

日本(2018) 10～19歳の死因 第1位自殺 第2位不慮の事故 第3位悪性新生物(がん)

愛着形成(アタッチメント)の重要性～イスラエル・キブツ集団乳児保育、旧ソ連コルホーズの教訓～

イスラエルのキブツ【1970年代後半～キブツ共同体社会】では乳幼児の時から集団で一括保育(週末のみ親元へ帰る)を行う。青年になるころから**無気力、不登校、ひきこもり、愛着障害、問題行動が多発** → 中止

旧ソ連コルホーズ・ルーマニアのチャウシェスク政権下(糞便まみれの施設に收容されていた)も青少年事件が相次いで起き、町に壊滅的な被害が出た。

- ・アタッチメント～本能的欲求～ 乳幼児は不安な時に特定の人にくっついて安心感を得る。
- ・小児期に虐待(ネグレクト等)ある場合 → **脳の萎縮、テロメアが短くなる(短命)**
- ・幼児教育は医療と同じくらい重要です。【明和政子氏 京都大学大学院教育学研究科教授】
乳幼児期は愛着をもって身体接触することで脳のシナプスが発達していく大切な時期。

AI、IOTへ 指示・プログラミング

- ・ デジタル導入の「教育先進国」フィンランドは成績低下や心身の不調が顕在化し、紙の教科書復活
- ・ シンガポールでも小学生にはデジタル端末を配らないと 2023 年に決定。
- ・ 韓国では保護者や教師、世論からの懸念を受けデジタル教科書を 32%にとどめた。



日本はデジタルを紙の教科書と同じ「正式な教科書」とすることを中教審は提起した。

OECD(田熊美穂アナリスト)は幼児期には直接体験を推奨!

- ・ 生成 AI と共存の時代に必要な人間ならではの思考力とは?
- ・ 「思考力以外の、人間固有のチカラ」とは?
- ・ 人として、どう生きるか? AI とどう共生するか?
- ・ 幸せとは? よりよく生きるとは? ウェルビーイングとは?

○ 今後の保育政策の新たな方向性 こども家庭庁

- ・ 保育の受け皿(待機児童解消)であった新子育て安心プランがおわり、令和7年度~令和10年度末からは質の向上・質の改善を目的としたプランへシフトする予定。
- ・ 私立幼稚園由来の認定こども園は、設置基準から「園庭」を有している。質の高い教育を保障する必須な場が園庭である。

【提案】

- ・ 園庭を通じた質の高い教育を展開している施設や「質向上の加算」等をご検討いただきたい。
- ・ 乳幼児期からの「質の高い教育・保育」施設に~
- ・ 多くの子育て支援策は「依存型」を求める施策が多い、「こどもの最善の利益」は守られているか? → 質の高い幼児教育保育・親子の愛着、ウェルビーイング → 自己肯定感・探求心・主体的・意欲・非認知能力・エージェンシー → 税収増・国際競争力向上

○ 保育施設での「不適切保育」が急増!

保育者は「専門性」だけを学ばば良いというのではない「人間性」「教養(リベラルアーツ)」を身につけることが大切なのは? → 基盤は「人間性の豊かさ」

○ パーパス(存在意義)

自園の独自性を、社会でなくてはならない存在意義・考え方を理解する。

◎ 「依存型社会(福祉)」から、「自立型社会(教育)」へ

教育のチカラを、信じられる社会へ



子育ての幸福感 + 国際競争力の底上げ



「シン・幼児教育振興法」制定へ

社会へ「幼児教育の有用性」を周知・啓発 アピール

記録

学校法人尾花沢学園 幼保連携型認定こども園尾花沢幼稚園

園長 千葉 光也

【開会行事】



千葉会長 あいさつ



来賓祝辞
山形県しあわせ子育て応援部長
齋藤 恵美子 様



来賓祝辞
山形市副市長
高倉 正則 様



次年度開催県あいさつ
(公社)福島県私立幼稚園・認定こども園連合会
理事長 楠 正興 先生

【報告】

全日本私立幼稚園連合会
副会長 内野 光裕 先生



【報告 2】

(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
理事長 安家 周一 先生



【行政説明 1】

文部科学省 大類 由紀子 氏



【行政説明 2】

こども家庭庁 荒牧 美佐子 氏

【第1分科会】加藤 篤彦 先生



【第2分科会】石田 明義 先生

【懇親会】



来賓祝辞
山形県しあわせ子育て応援部次長
金丸 利博 様



来賓祝辞
山形市子ども未来部長
庄子 久美子 様



大会事務局

公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会

〒990-0023 山形県山形市松波四丁目6番11号 山形県私学会館内

TEL 023-641-2323 FAX 023-641-2230

E-Mail shigaku@yama-you.com